

通信制課程「学校いじめ防止基本方針」

麗澤高等学校

通信制課程

【目的】

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進のために、全教職員および関係者の共通理解の下にこの基本方針を定める。

【定義】

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」 第2条）

具体的ないじめの態様には次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット上やSNS、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(1) いじめの防止のために

- ①学校生活全体を通して生徒の道徳心を培い、「いじめ」をしない、させない、あわせて「暴力」「暴言」などが無い校風を維持します。
- ②生徒それぞれが学校生活に規律正しく、また積極的に参加・活躍できる校風を維持します。
- ③教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長する風潮をつくることを鑑み、より一層教職員が生徒に真剣に向き合い、授業や課外活動の質を向上させ、生徒それぞれの学校生活に対する充実度を高めます。
- ④ホームルームや課外活動などの他者への関わり合いが多くなる活動では、お互いを認め合い他者の尊重や感謝の気持ちを高めることに努め、「何がいじめか」「いじめは卑怯で絶対に許されない」ことを指導します。
- ⑤いじめを誘発しないよう、過度のストレスを高める行事やシステムを見直し、生徒の自発的な活動を支援します。
- ⑥ホームルームでは、「弱者を守る」「命を大切にすること」などを含め、豊かな人間関係を維持できるようなテーマを盛り込みます。
- ⑦インターネットの使用上の注意、SNS上でのトラブル防止のために、情報モラル講座を実施します。
- ⑧「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき、毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」としてポスターを掲示するなど、啓発を行います。

(2) 早期発見のための措置

- ①学年担当は年間2回の個人面談を行います。
- ②「いじめアンケート」を適宜行います。
- ③校舎巡回を適宜行い、生徒の様子を観察します。
- ④「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを最優先します。
- ⑤教職員が気づいた生徒のささいな変化に対して、関係教職員と共にその情報を共有します。
- ⑥保護者が気づいたささいな変化に対して、速やかに学校に相談していただけるようにします。
- ⑦保護者との面談時には、学年担任より生徒の人間関係について報告します。（いじめに発展する可能性が見られる場合は、その都度保護者に連絡いたします）

(3) いじめの防止などの対策のための組織

校長、教頭、生徒指導チームリーダー、学年担当

※協議や内容に応じて、他の教職員を含むなど柔軟に変更する

(4) いじめに対する処置

- ①「いじめ」の相談・通報は適切な行為であり、決して卑怯な行為でないことを示し、「いじめ」の相談・通報窓口は、全教職員です。
- ②「いじめ」の被害者である生徒の立場にたち、対処します。被害者の立場を守りぬくことを最優先にします。
- ③「いじめ」の加害者である生徒に対して、毅然とした指導を行います。指導後に加害者が被害者に圧力をかけることがないように約束します。
- ④指導に当たる教員は、事実関係を慎重かつ詳細に調査し、できる限り生徒本人に事実を記録させます。また、関係生徒からの事情聴取と指導を区別し、暴言や威圧など不適切な方法にならないようにします。
- ⑤関係教職員（校長・教頭・生徒指導チームリーダー・学年担当）で会議を開き、情報を共有するとともに、被害者への対応（保護者を含めて）、加害者への対応（保護者を含めて）を協議し、校長が判断を下します。
- ⑥指導に当たる教員は、被害者および被害者保護者の心のケアに取り組みます。
- ⑦指導に当たる教員は、加害者および加害者保護者の心のケアに取り組みます。
- ⑧指導に当たる教員は、被害者・加害者以外の生徒の行動・言動のあり方を指導します。
- ⑨問題の対応にあたり、正確に丁寧な説明に努め、隠蔽や虚偽の説明を行いません。

(5) 重大事案への対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合は、警察と適切に連絡をとります。

具体的な対処の流れとしては、「発見者→学年担当→生徒指導チームリーダー→教頭→校長→警察などの行政機関」が原則であるが、緊急時には臨機応変に対応します。

※重大事態の基準

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(6) その他

- ①この基本方針は、毎年度見直しを行う。
- ②この基本方針は、学校のホームページで公開する。